

令和8年度

市町村 交通指導員向け研修資料



熊本県交通安全推進連盟マスコット「ベルとら」

熊本県交通安全推進連盟

目 次

第1 交通事故情勢について……………	1
第2 交通指導員の勤務要領	
1 指導員の任務……………	2
2 指導員の活動の範囲……………	2
3 指導員の服務心得……………	3
4 指導員の行う交通指導についての法令上の根拠・	4
5 指導員の活動の限界……………	4
第3 交通指導上の留意事項	
1 受傷事故防止……………	5
2 歩行者等の保護誘導……………	6
3 各種協力体制の構築……………	6
第4 近年の道路交通法改正	
1 令和8年9月1日施行(法定速度引き下げ)……………	8
2 令和8年4月1日施行(自転車への青切符適用)…	9
3 令和7年3月24日施行(マイナ免許証)……………	10
4 令和6年11月1日施行(自転車の罰則強化)……………	11
第5 熊本県の交通安全計画	
1 第12次熊本県交通安全計画……………	13
2 令和8年度熊本県交通安全実施計画……………	13
第6 その他	
1 熊本県交通事故相談所……………	14
2 運転免許証の自主返納手続き……………	14

第1 交通事故情勢について

1 令和7年中の発生状況

- ・人身事故の発生件数は、2,947件(前年比+2)
- ・死者数は、41人(前年比▲14)
- ・負傷者数は、3,596人(前年比▲32)

2 令和7年中の人身事故の特徴



- ・高齢者の死者は、24人で全死者の約6割
- ・歩行中の死者17人のうち、道路横断中が12人
- ・夜間の死者は15人と、全死者の約4割
- ・自転車乗用中の死傷者数423人のうち、15歳から19歳が126人と全体の約3割

3 こどもに関する交通事故(報道資料を基に作成)

日時場所	概要	備考
R8.4.18 夕方 熊本市	交差点で普通自動車が小学1年生と衝突 小学1年生が意識不明の重体	
R8.6.2 夕方 熊本市	男子高校生が運転する自転車と歩行者が衝突 歩行者の女性は病院搬送後に意識不明の重体	高校生に負傷無し
R8.6.11 朝 熊本市	路線バスと中学生が運転する自転車が接触 中学生が手足を骨折し重傷	ヘルメットあり

第2 交通指導員の勤務要領

1 指導員の任務

交通指導員(以下、「指導員」という。)は、地域住民に対する交通安全思想の普及啓発活動及び通学路におけるこどもを重点に、歩行者の保護誘導等の街頭活動を通じ、安全な歩行の習慣化を図るとともに、正しい交通ルールの励行を指導し、交通事故の防止に努めることを任務とする。

2 指導員の活動の範囲

- (1) 交通安全教室や各種会合の機会を通じた交通安全教育の実施
- (2) 各季交通安全運動における運動の推進及び交通安全指導
- (3) 交通安全に関するポスターやチラシ等の掲出及び配布活動
- (4) 広報車や有線放送等を利用した地域住民に対する交通広報
- (5) 通学路における交通安全指導
- (6) 歩行者、自転車利用者に対する正しい交通ルールの指導
- (7) 道路の不正使用、障害物整理の指導
- (8) 祭典や各種行事開催時における交通指導
- (9) 悪質交通違反者の通報・報告
- (10) その他市町村長等が交通安全上必要と認めて命じた事項

3 指導員の服務心得

指導員が任務を行うにあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 交通安全の指導者である誇りと責任を自覚し、旺盛な意欲をもって勤務に従事すること。

また、交通安全思想の普及にも配慮し、街頭指導のみに偏重しないよう留意すること。

- (2) 指導員は、法令上の権限をもたない民間の奉仕者であることを認識し、任務の遂行にあたって、警察官の職務行使と誤認するような行為は絶対に避けること。

- (3) 指導員としての信用を傷つけ、又は指導員全体の不名誉となるような行為をしないこと。

- (4) 指導員は、常に交通法令の研鑽に努めるとともに、指導技術の向上を図るように心掛ける。

また、指導員自らが常に交通法令を守り、住民の模範となるように心掛けること。

- (5) 指導員は、警察署、教育委員会、学校関係者、その他交通関係機関・団体との緊密な連携及び指導員相互の協力による任務の遂行に努めること。



4 指導員の行う交通指導についての法令上の根拠

一般的には、道路交通法第14条第4項及び第5項が指導員の行う誘導、合図等の法的根拠であると解釈されている。

道路交通法第14条（目が見えない者、幼児、高齢者等の保護）

1～3 略

4 児童又は幼児が小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園その他の教育又は保育のための施設に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるように努めなければならない。

5 高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが道路を横断し、又は横断しようとしている場合において、当該歩行者から申出があつたときその他必要があると認められるときは、警察官等その他その場所に居合わせた者は、誘導、合図その他適当な措置をとることにより、当該歩行者が安全に道路を横断することができるように努めなければならない。

5 指導員の活動の限界

指導員の交通指導をはじめとする各種活動は、良好な人間関係を基盤として地域住民の協力を得て行っているもので、警察官の交通指導取締りの際に行使するような権限はなく、あくまでも私人として許される限度と方法によらなければならない。

したがって、指導員が警察官の取締り行為と誤認するような行為を行って、住民から「指導員から取締りを受けた」との誤解をされるようなことは、厳に慎むべきである。

第3 交通指導上の留意事項



1 受傷事故防止

(1) 街頭活動時の場所の選定

通学路や主要な交差点における街頭活動の際には、歩道内、車止めの内側など、車両の誤進入等の危険な場合に避難措置を講じられるような場所を選定すること。

(2) 合図の動作

車両に対して横断旗や、停止棒等を示して歩行者等の保護誘導をする場合には、大きくはっきりと、分かりやすい動作に努めること。

(3) 車両停止時の受傷事故防止

歩行者等の保護誘導を行う際など、車両の進行方向で活動する場合、車両が完全に停止するまでは車両の進行方向(車道)に出ないこと。

(4) 薄暮時等の交通事故防止

夕方、早朝の薄暮時のほか、降雨や濃霧等で道路の視認性が悪い場合には、車両の運転手に前照灯(ライト)の点灯を促すとともに、指導員についても反射材等を活用して交通事故防止に努めること。

(5) 路面凍結時の措置

冬季の路面凍結時や積雪時等には、スリップした車両との交通事故が予想されるため、指導員自身が避難できるよう心掛けるとともに、合図を早めに出すなど、急ブレーキ等をさせないよう配慮する。

2 歩行者等の保護誘導

(1) こどもに対する交通安全指導

道路横断時の保護誘導時には、指導員が安全を確保した後に横断させるのではなく、必ずこどもが自身で左右の安全を確認してから横断ができるように指導すること。

(2) 保護誘導時の交通事故防止

運転手の視線等にも注視し、確実に車両が停止したことを確認してから道路の横断等を開始し、歩行者等の横断が完了するまでは警戒を怠らないこと。



3 各種協力体制の構築

(1) 交通事故発生時

街頭活動中に交通事故や悪質な交通違反を認めた場合には、最寄りの警察署に通報し、特に急を要する場合には110番通報等を行うこと。

(2) 他の関係機関・団体との連携

各種活動にあたっては、学校や交通安全協会等の関係者と連携し、相互の協力を得られるよう努めること。



第4 近年の道路交通法改正



生活道路※における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h

30 km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

1

道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



2

道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

4

自動車専用道路



◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察

令和8年4月1日から 自転車に青切符が適用されます

免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を!



16歳以上
が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等 (保持)



反則金
12,000円

信号無視



反則金
6,000円



警察庁 自転車 交通安全

検索



<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>

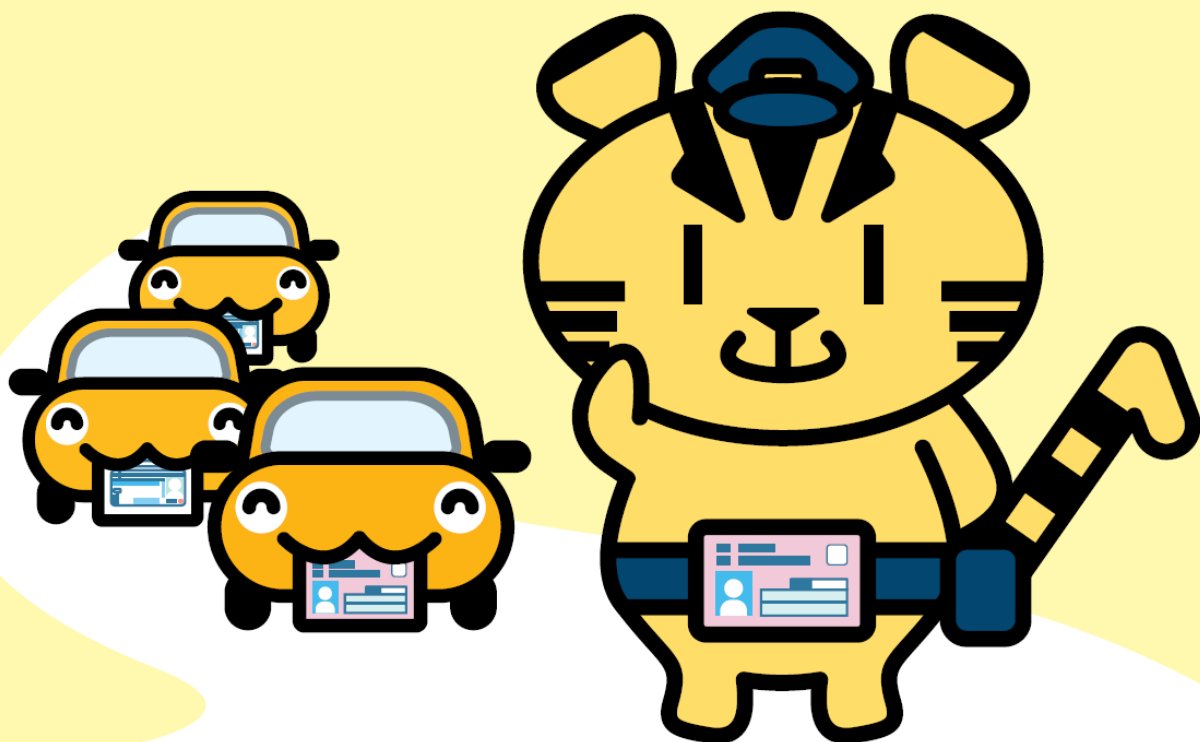
警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔





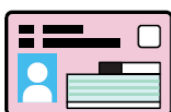
マイナンバーカードを 運転免許証として、 利用できるようになります。



免許証は選べる3タイプ



免許証
のみ



マイナ免許証
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
のみ



両方

※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯

※ 免許情報を読み取る場合には、「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用（券面には免許情報が記載されないため）



希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。

希望者は運転免許の情報をマイナンバーカードに記録できるので、免許証の面倒なアレコレがらくらくスムーズに！

メリット

1

住所変更等がラクに！
(マイナ免許証のみ)

メリット

2

オンライン更新時講習が受講可能に！
(優良運転者講習・一般運転者講習)

メリット

3

住所地以外での
更新の迅速化・申請期間延長！

メリット

4

更新手数料が安く

※ 住所変更ワンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続のためには、運転免許センター等でマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要であることから、一体化の手続前に6～16桁の暗証番号を予め準備する必要があります。

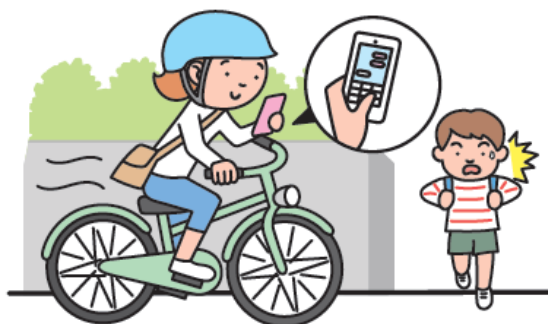
警察庁・都道府県警察

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車運転の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および帮助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

第5 熊本県の交通安全計画



※詳細は熊本県ホームページに掲載されています。

1 第12次熊本県交通安全計画(抜粋)

令和8年度から令和12年度までの県の交通安全に関する計画です。

この計画に沿って目標に向けた取組を県内で実施しています。

(1) 道路交通の安全についての目標(令和12年までに)

・24時間交通事故死者数 38人以下

・交通事故重傷者数 340人以下

(2) 対策の重点

・歩行者の安全確保(最重点)

・高齢者と子どもを交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策

・自転車の安全利用の推進

・シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

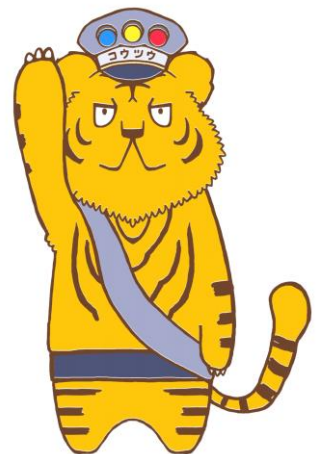
・飲酒運転等の危険運転の根絶

・外国人の交通安全対策の推進

・先進技術の活用推進

・交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

・地域が一体となった交通安全対策の推進



2 令和8年度熊本県交通安全実施計画

熊本県内の交通安全対策について各関係機関・団体の実施計画をとりまとめたものです。

第6 その他

1 熊本県交通事故相談所(電話・面接による相談)

損害賠償の請求及び示談に関すること、調停・訴訟制度等の相談

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁 行政棟 本館2階

電話番号:096-333-2295

受付:平日の午前9時～午後0時、午後1時～午後4時

休み:土、日、祝日、年末年始

2 運転免許証の自主返納手続き

(1) 運転免許センター

月曜日～木曜日・日曜日

(金曜日、土曜日、祝日・振替休日及び年末年始を除く。)

【平日】 午前9時～午前11時、午後1時～午後3時

【日曜日】 午前10時30分～午前11時30分

午後2時30分～午後3時30分

(2) 警察署

平日(土曜日、日曜日、祝日・振替休日及び年末年始を除く。)

午前9時～午前11時、午後1時～午後3時

(3) 氷川幹部交番

平日(土曜日、日曜日、祝日・振替休日及び年末年始を除く。)

午前9時～午前11時、午後1時～午後2時



・熊本県交通安全推進連盟マスコット「ベルとら」

・交通指導員

・熊本県の交通安全のため活動中！

熊本県交通安全推進連盟ホームページ

<https://kumamoto-koutsu.com/>



熊本県交通安全推進連盟

令和8年度作成